

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 令和元年10月10日(木) 13:30~15:30

2. 開催場所 市役所4階 会議室S2・3

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安手をつなぐ親の会(副会長)

千葉商科大学、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、NPO法人フレンズ

社会福祉法人なゆた、社会福祉法人敬心福祉会、社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ

NPO法人千楽、社会福祉法人佑啓会、介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド

浦安市社会福祉協議会、福祉部(部長)、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

(1) 部会活動報告

(2) 障がい者福祉計画に関するアンケートについて

5. 報告事項

(1) 「第5回障がいのある人もない人も!かがやくまち うらやす」について

(2) その他

6. 資料

議題(1)資料1 部会活動報告

議題(2)資料1 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査について

7. 議事

事務局：これより第3回自立支援協議会を始めさせていただきます。

会議を開催する前に、会議の進め方について確認させていただきたい事項がございます。自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報にかかわる発言等につきましては充分なご配慮をお願いいたします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくさるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

それでは、本日の資料について確認させていただきます。

本日使用する資料は、次第のほかに、議題（1）資料1、部会活動報告、議題（2）資料1、障がい者福祉に関するアンケート調査について、その他、チラシですが、「第5回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」を送付させていただいております。また、当日の資料として、前回のアンケート調査の結果報告書をお配りしておりますので、お手元にない場合は事務局までお知らせください。

それでは、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

会長：皆さん、こんにちは。

また、週末に台風が近づいているようですので、十分お気をつけください。

それでは、議事に入っていきたいと思致します。

本日の議題は2件と報告事項ということになっております。

まずは、議題1部会活動報告になります。

報告については、何についてどのような議論があったのか、その結果、どのような結論に至ったのか、継続審議で単なる報告なのか、協議会での意見を聞いて、また部会に持ち帰りたいということなのか、そういったことを意識して報告していただければと思致します。

では、権利擁護部会の活動報告をリーダーの浦安市社会福祉協議会からお願いします。

NPO法人タオ：権利擁護部会、この回はリーダーが欠席だったので、私から説明させていただきます。

議題「第6回（令和2年度）障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」のイベントについてということで、今年11月2日土曜日に第5回を迎えるイベントでありまして、その来年度のことですが、障害者差別解消法と浦安市障がい者差別解消推進条例の周知・普及・啓発を目的として行ってきました。5年が今年で経過するに当たって一区切り、一定の成果を得たのではないかということから、今後の開催の必要性や開催形式などについての協議をしました。

協議内容が、資料に書いてあるようなことですが、例えば継続の必要性はあるのかは、障がい者への理解を高めるために継続していくべきだという意見が多く、また、単独イベントで今行っていますが、市民まつりのような、ほかのイベントに便乗して、1ブースをもらって参加するような形でもいいのではないかと、また、開催形式、各事業所から実行委員を出して、実行委員の形式でやるのはどうか、意見が出て、協議した結果、単独イベントとして継続に越したことはないということで、「障がい」という冠をしっかりとつけて、毎年テーマは変更してもいいと思うので、テーマを掲げた上で行くと。現在の新浦安駅前の広場は立地条件がいいので、そこで開催を継続して、たまたま通りかかったような人たちも巻き込んでいく形で続けていったらいいという意見が大半でした。

次に行きまして、「それぞれの立場から見た意思決定支援」ということで、作業部会、グループワークを行いました。意思決定支援という言葉は、これから重要なキーワードになりますねという意識は皆一致していて、では、現在それぞれの立場で事業所内で取り組んでいること、また困り事、意見をディスカッションしてみましようというので、3グループに分かれてやってみました。

資料にあります、明快にこのような考えで取り組んでいますというところまではいきませんが、困り事とか、実際こんなことがあったというのを話し合い、意思決定といっても、成年後見制度では裁判所が決定するので、後見人を選べる、選べないというところがありますとか、支援をする上で、言葉を持たない、意思表示が難しい方の意思決定支援の仕方をその人の様子を受けて支援者が決めるということで、支援者の力量によってかなり差が出てきてしまうのではないかと。支援者側が都合のいい解釈をしてしまって、支援者の価値観の押しつけになってしまうケースもあるのではないかと。あと、利用者が多い事業所では、一人一人の意思決定支援というのは、現状とても難しいと思うとか、本人の希望が治療方針に反する、本人の不利益になってしまう。例えば、食事制限があるのにそれが食べたいとか、就労の事業所には通っているけれども、働くのが好きではないとかです。あとは、支援そのものを要りませんと言う方もいらっしゃるという話。今、どうにかこうにかやっているけれども、こういうときはどうしたらいいのかという、各事業所も手探りというか、もやもや感がある中でやっていますというところで話は終わりました。なのでこれは、その他、今後どうしましょうかというのがはっきり決まった形では終わっておりません。

以上です。

会長：ありがとうございました。

この協議会において、何かご意見賜りたいというのは特にございますか。

NPO法人タオ：いや、特にありません。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

どうぞ、社会福祉法人サンワーク。

社会福祉法人サンワーク：「障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」の件について、権利擁護部会で今後もんでいく、例えばこの協議会にも持ってくる案件になってくるのか、どこまで広げていくも

のになるのか、そこら辺のお話は。

会長：お願いします。

NPO法人タオ：特に権利擁護部会の中でどこまで広げていくか、そこまでは話はしておりません。

社会福祉法人サンワーク：今後やっていく上で、いろんな方の意見があったほうが、もっと柔軟に今後の「かがやくまちうらやす」のイベントにつながるのかなと思ったので、ここでも話を今後できたらいいのかなって感じました。

会長：ありがとうございました。

これは市のイベントでもあるので、一部会が決定権を持つということではなく、基本的には協議会でどういう方法で、どんなテーマでというのはもむ問題かと僕は思っていたんですが、事務局から補足はありますか。お願いします。

事務局：今、会長からご意見ありましたとおり、こちらの自立支援協議会でもご意見を賜らなければいけないものかと考えております。ただ、NPO法人タオから報告ありましたように、5回をやってみて、まず、今後の方向性というものを権利擁護部会の委員の皆様にお伺いをして、それを形づくってから、自立支援協議会に上げていく。準備段階として、権利擁護部会でも取り上げたということで、来年の話になりますので、来年度に入ってからテーマとか、大きなところは、第1回、第2回の自立支援協議会で、ご検討をお願いすると考えているところです。

以上になります。

会長：ありがとうございます。

そういう認識でよろしいのかと思いますので、部会でたたき台の案をつくっていただきつつ、今後協議会に上げていただければと思います。

そのほか、ございますか。

では、特段なければ、次にまいりたいと思います。

次に、こども部会活動報告をリーダーの教育研究センターからお願いします。

教育研究センター：第2回こども部会は、9月9日月曜日に行われました。

報告事項、「第1回こども部会の振り返りと今後の展開について」。

第1回のこども部会で確認したとおり、今年度は、関係機関の連携に焦点を当てながら、障がいをお持ちのお子さん、またはお子さんのことで困り感を抱えた保護者の方を支える仕組みについて考えるということをテーマに事例検証を行っていくこと、また、自分たちにできることを協議していくことを確認しました。

質問等は特にありません。

続いて、第1回の部会で発言があった市役所託児室の利用に関する質問に対して、事務局より回答を行いました。

こども課より、託児室の利用状況についての説明、30年度の託児室を利用した人の数などを説明していただきました。あくまでも自宅で待機できない就学前の子どもさんを対象としているので、年齢の制

限を行っているというお話でした。

その後、委員の皆様より質疑がありました。例えば、託児室での対象の年齢を上げてもらえないのか、兄弟で来庁しているときに、兄弟を見てもらえたらありがたいという声もありました。それに対して、事務局では、年齢によって遊びの幅があるため、対応についてはここでの回答を難しいということで、意見を持ち帰らせていただきたいということになりました。

また、市役所に来た方が託児室のことを知らないのではないか、もっと託児所のアナウンスを行うべきではないかという意見がありました。知らない親御さんが多いので、窓口にも子ども連れの方が来たら、託児室についてお知らせしたらどうですかという意見もありました。それに対して、こども課では、窓口等で託児利用案内等は行っているという回答がありました。そのとき、リーダーとしてまとめていたのですが、窓口に来た方も、困っていきそうだなと思ったらこちらから声をかけるとか、声をかけやすい雰囲気をつくっていくことも大事ですね。また、掲示して見やすくするとか、そのあたりも皆さんで取り組んではいかがでしょうかと終わりました。

続いて議題「こどもの成長と関係機関の整理」ということで、事務局より提案がありました。

作業部会で今年度事例検討を行うに当たり、こども部会に所属する関係機関がどのような子どもたちを対象に、年齢であるとか、どのような支援を行っているのかという一覧表を事務局でつくって説明をしてもらいました。色分けをして、この年齢ぐらいの子に、この支援をしているという提案でした。それに対して、関係機関の一覧に当事者団体が入っていないのではないかという意見がありましたが、回答としては、こども部会に参加しているところの機関を今回は載せています、随時改定していきたいと。さらに、特別支援学校の委員から、自分たちは通級という形で違う年齢も対応していますなど、意見をいただきました。

このような意見をもとに、どのような機関がどのような年齢の子どもたちを対象に、どのような支援をしているのかがわかりやすくなるように、随時改定していくことになっております。いろいろな意見をいただいて、すごく助かりました。

続きまして、「第2回自立支援協議会で協議された内容の報告」を事務局より行ってもらいました。

全文公開の議事録はもう出ないんですかという意見がありましたが、事務局より、部会に参加していない方、一般市民にも広く内容をお知らせしていくためにまとめた形で議事要旨としています。一言一言をそのまま細かく載せるよりは、会長や事務局、リーダー、サブリーダーで内容を確認して、わかりやすく、正確に伝わるように、議事要旨への変更手続を行っています。また、協議会でも議論し了解を得ていますということで、理解していただきました。

最後に作業部会です。先ほどから話をしています、今年度から行っている事例検討ですが、あくまでも架空の事例です。今回は発達に不安のある就学前の子どもさんの保護者の相談に対して、この子の相談をどうしていったらいいかを少人数のグループで話し合いました。皆さん、頭を寄せ合いながら、背景にある困難さは何だろう、この子どもだけでなく、保護者も困っていることがあるのではないかと、さまざまな団体の人たちが意見を出し合い、できる事柄を話し合いました。今後もそれぞれの立場から

できることの整理をしながら、連携していくことを中心に取り組んでいきたいと思って取り組んでおります。

第2回の報告は以上です。

会長：ありがとうございました。

ご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいですか。

私からよろしいですか。

最後の架空の事例を使った検討の中で、支援の仕方についていろいろ協議して、その後、共有されたということですが、こども部会の中だけでの共有で大丈夫なのか、将来的にはさっきのマップも含めて市民に情報を還元するべきなのか、その辺のあたりはどうお考えでしょうか。

教育研究センター：ありがとうございます。

この架空の事例検討の狙いは2つありまして、まずは相談を行っている者としてケースをどう見立てていくのか、また、どのような団体があるかを話し合うことを、勉強として取り入れたということ。もう一点は、今お話のあったように相談マップ、例えばこういうケースの場合、こういうところが相談に乗れるし、こういうサポートがあるとか、皆さん、知らなかったこともあったので、そういうのを伝えていく必要もあるかと思っていますが、話の中では、こども部会のメンバーだけですので、違う機関の方もいらっしゃることを今後想定して、マップというよりも、一目で、こういうケースであれば、こういうところが相談できるよと整理したものがつくればというのは考えております。

会長：ありがとうございました。

ほかにございませんか。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：議題2の市役所託児の利用に関して、託児室のアナウンスをもっと行うべき、知らない親御さんが多いというご意見があつて、回答としては、こども課では、窓口では案内していると。それで、対象となる市民の方々の利用は、こども課だけではないのかなと。お子さんを連れて方、企画部、財政の部署というより、もっぱら市民課などの利用が多いだろうと思いますが、全庁を挙げてアナウンスをしておいたほうが、より市民に寄り添った行政運営といえますか、利用する、利用しないは別として、対象となる方が窓口を訪ねてくるケースが多い部門においては、周知徹底というのは全社的といえますか、幅広でやってあげたほうが、浦安市行政との信頼関係も醸成されるのかなと感じました。

以上です。

会長：ありがとうございます。

その辺はこういったご意見を踏まえて、市で対応されると承知しておりますので、ご意見承らせていただきます。

そのほかございますでしょうか。

それでは、次にまいります。

相談支援部会の活動報告に移らせていただきます。サブリーダーの社会福祉法人サンワークからお願いいたします。

社会福祉法人サンワーク：本日、リーダーがお休みのため、発表します。

7月31日に第2回の相談支援部会を開催しております。

議事は、全て作業部会形式にて実施をされています。

議題として3つ上がっておりまして、1つ目に、第1回の作業部会の振り返りを行っています。リーダー、サブリーダーと事務局で、1回目の事例をまとめてチャート図をつくって、それを皆さんで振り返りました。事例検証を全体で行うことで、相談支援のパターンや、各事業の立場によって事例への入り方であったり、かかわりの仕方が違って来る点を振り返ることができたと思っております。相談支援の動きを可視化することで、浦安の相談の体制の標準化や、初期対応の事例集的なものを今後つくっていったらいいのではないかとといった意見が上がっております。なので、この事例検討に関しては、今後も相談支援部会の中で続けていきながら、相談マップづくりやチャート図といった形でイメージを膨らませていけたらと考えております。

2番目に、相談支援の体制、イメージの確認で、平成30年の第4回の相談支援部会でも一回行っているのですが、相談支援と一言で言ってもさまざまあることを全体で振り返りを行っております。市内、各機関があるんですが、各機関において相談と言っても、行っている事業がさまざまあると確認をしています。障がいの場合、計画相談支援事業所というのが最初の相談の窓口になることが多くて、どうしても一般の方から相談を受けにくいという難しさがある。あと、地域包括との違い、相談窓口の違い、そのよさ、悪さについて認識を再度確認しております。

3つ目に、事例の検証を行いました。第1回では8050の問題、引きこもりの問題の事例を扱ったので、今回は子どもにフォーカスを当てて事例の検討を行っております。

子どもの虐待が疑われる架空事例をもとに、障がい、高齢者、子どもの各機関がどうかかわっていか、初期対応でどういった情報に着目していくかというところを協議の中で検証を行っております。各障がい、高齢、子どもと機関が分かれることによって、その世帯に入っていく中でさまざまな視点、解決への道筋、かかわり方、制度の使い方と全て、どういったかかわりが求められているのかを事例の中で話し合いを行っております。虐待では、誰がどのタイミングで権利擁護センターに連絡することがいいのだろうか、かかわり方の中で、どういうタイミングで連絡調整を行っていく方がいいかも考えていく事案となっております。全部架空ですが、1つの事例を委員みんなで話し合うことで、どうしても相談支援事業所というのは1人で行っている事業所もあつたりする中で、ほかの人の意見とか、考え方を見る、知るきっかけになってよかったという意見が上がっておりました。

第2回の相談支援部会の報告は以上になります。

会長：ありがとうございました。

ご意見、ご質問あればお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：ご丁寧な説明、ありがとうございました。1つ確認といいたいでしょうか、質問です。

1番の相談マップやチャート図のところですが、審議結果のところにも、可視化できたことでわかりやすいという意見が多かったと。これは協議会本会で、資料として共有されているものですか。

社会福祉法人サンワーク：この場には出ていないですね。架空ですが、一応、今は作業部会の資料なので、今後どういう形がいいか、これはリーダーと私だけの意見ですが、例えば障がい別、それこそ先ほど言った8050もそうですが、事例集みたいなのができたらいいなと思っているので、そういったときに、協議会本会に出せたらと思っております。

会長：千葉商科大学、どうぞ。

千葉商科大学：ありがとうございます。ぜひそういう形で共有したいし、こういう進化の過程というか、議論が可視化されて、それが見やすくなるのが、協議会の委員が共有し、そして幅広く市民の方にもご理解をいただくというプロセスはすごく大事だと思うので、ぜひ、途中経過でも構いませんので、今、こんなところまで来ていると、今後の報告の中で資料としてお示しいただければと思いました。

以上です。

会長：ありがとうございました。

部会の中で話し合われた、一定程度まとめられた情報というのは、浦安市の財産ともなるもので、こども部会の話でもありましたが、ぜひ各部会、情報の市民への還元という立場を持っていただければと思います。

そのほか、ございますか。

なければ、次にまいります。

地域生活支援部会の活動報告、サブリーダーの社会福祉法人敬心福祉会からお願いします。

社会福祉法人敬心福祉会：今回もサブリーダーの私からご報告をさせていただきます。

地域生活支援部会の第2回は、8月22日に行いました。

既に前回の本会で、資料はありませんでしたが簡単にお話をさせていただいたので、繰り返しになるところもあると思いますが、報告します。

最初の議題で、これまで話し合われて出てきた課題、意見等に関して、深めたい話があれば出してほしいということで意見を伺っています。

就労支援を行っている事業所から、仕事以外の日中を充実させる活動にニーズが多く、どのような活動があるのか、どこが足りないのかということが興味があって、ほかのところ、要は就労支援でない事業所がやっているような活動をいろいろと利用者さんが利用できないか。ただ、1つの就労支援事業所を使っていると、訓練等給付が1日単位でしか支給されないの、それ以外の事業が使いにくいということで、例えば就労支援事業所と自立訓練の事業所、生活介護の事業所を半日ずつであるとか、半日単位で使うことができれば、利用者さんの活動の選択肢が広がるのではないかという意見が出ています。これに対しては、多機能型の事業所などは中でうまくやりくりして、仕事と仕事以外のことも1日です

きるようにするとか、もしくは訓練等給付や介護等給付を使わない事業、日中一時支援とか、そういった事業を使いながらやる方法もあるという意見も出ていました。

次に、市内の社会資源の表や数がわかる資料があれば、どういった活動ができるか、自分たちで選べるし、実際に就労したい人たちが、資源がわかることによって、選んだり、見に行くことができるので、情報を整理した資料があると、よいのではないかという意見がありました。

それ以外に、就労が難しい重度の障がい者をどう支援するかといった意見が出ていたんですが、重度という定義自体が人によって考え方が違って、一律には言えないので難しいのではないかと。重度だから就労不可であるという前提をつくってしまうことによって、可能性を狭めていってしまっているのではないかと。1つは、考え方を変えて、統一していったほうがいいのではないかと、決めつけをしない形で可能性を広げていく必要があるのではないかと。もう一つ、可能性を広げるという意味では、こういった方は仕事ができないと決めつけをするのではなくて、働き方としてはいろいろある。福祉的な事業所だけではなくて、一般の会社でも、障がい者の方に合った仕事を用意しているところはたくさんあるので、現場をたくさん見ることによって、就職したいという方々の可能性が広がっていくのではないかとご意見がありました。

これについては、ツアーでいろんな社会資源を見に行く、もしくはガイドマップ的なものをつくったらどうか、後でお話する作業部会でも同じような話が出ています。今後も継続して深めていきたいところを話し合っ、作業部会で具体的に形にしていければと思っています。

2つ目は、先ほど話のあった「障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」の告知をしています。

後半、3番目の議題として作業部会を行いました。

これまで出た意見の中で、事業所連携と、卒業後の就労を希望している高校生に対しての支援の2つについて、それぞれのグループで話し合っ、意見を出して、共有しました。これは前回話したことと重なるのですが、就労支援ネットワーク会議といった、市にある就労支援事業所同士の連携する機会を有効活用してはどうかという意見が出ました。ただ、ここだけでは難しいということであれば、市川市で行われている就労支援事業所が集まって定期的に行っている会議、もしくは自立支援協議会の部会として就労支援事業所の部会をつくって、内容の濃い、連携が強くなるようにしてはどうかという話がありました。可能であれば、市川の会議に出させてもらっ、見させてもらうのも有効ではないかという意見も出ていました。

それから、就労に関して、先ほど出たようにガイドマップ的なものがあったらいいのではないかと。障がい福祉ガイドブックが既に市でつくられています、ちょっと情報が足りない、もう少し詳しく載せてもいいのではないかと話が出ています。

それから、これも前に出た意見で、卒業前の高校生が、高校を卒業しないと就業・生活支援センターを利用ではないのではないかと。卒業前、授業が終わっ、就職するまで、4月までの間に、一体どんな支援が受けられるかということに心配をされていた当事者団体の方がいらっ、支援セン

ターの職員から、卒業が確定した時点から利用が可能ですという答えをいただいている、こういう方法があるんだということがわかって情報共有ができた形になっています。

それから、卒業前にどういった支援が受けられるか、もしくは就労先を探している人が、実際にどんなところがあるのかについて、どこに相談に行ってもいい答えがもらえないという話がありまして、その辺は相談員の質やレベルが高まることで解決につながるのではないかという話が出ています。

ちなみに昨年度、地域生活支援部会で暮らしのことについて、グループホームであるとか、アパート住まいについての話があったときも、相談員の質によって、どれだけ紹介できるか、お伝えできるか、支援の質問が変わってくるんじゃないかという話があったんですが、当然、相談員が全て生活面も就労面も、病院、その他全てのことを同じ質で、高いレベルで全員がわかっているということは、難しいのかなという現実もあると思いますが、相談マップがうまく活用できるといいのかなと、話を聞いていて思いました。市川市に事業所を持っている委員の方もたくさんいらっしゃったので、その方々から、市川市の就労支援部会の取り組みについてもお話がありました。

内容は以上ですが、今後、ガイドマップのことであるとか、情報がわかりやすい資料づくり、現場を実際に見に行くというようなことが具体的に進められるといいかなと思っています。

以上です。

会長：ありがとうございました。

ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

浦安市聴覚障害者協会：すいません、意見ではないんですが……。

会長：浦安市聴覚障害者協会。

浦安市聴覚障害者協会：福祉ガイドブックという言葉が何回か出てまいりましたが、それはどんなものか教えていただけますでしょうか。

社会福祉法人敬心福祉会：名前が確実ではないですが、福祉ガイドブックという名前だったと思いますが、今、事務局が持っていらっしゃる冊子になります。

浦安市聴覚障害者協会：こちらですか、わかりました。ありがとうございます。

会長：お願いします。

浦安手をつなぐ親の会：障がい福祉ガイドブックは、毎年、事業課と福祉課とが中心になってつくっているのですが、配布が、高齢者ガイドブックは高齢者の自宅に直接送ってくるんですが、福祉はこちらから言わないともらえないんです。親の会は去年からまとめていただいて、会員全員に配っている形をとっています。ガイドブックをつくるに当たって、どんどん意見を言っていかないと、通り一遍のガイドブックで終わってしまうと思うんですね。ですから、その内容をもっと深める意味で、こども部会にしても、相談支援部会にしても、地域生活支援部会にしても、ここにある協議会の人たちが、ガイドブックにどんどん意見を言って、中をもっと充実させていっていただければなと思っています。

会長：ガイドブックをさらによくするためのいろんな意見も、この会でいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

そのほかございますか。

よろしいですか。

先ほど言い忘れたのですが、各部会、先ほど相談支援部会で、前回の振り返りをまず行ってから、本日のテーマに入っているということで、そういった積み重ねが必要だろうと思って、各部会も特段書いてはいませんが、ぜひそういう形で進めていただければと思います。

それと、先ほど、市川市の就労支援部会、立ち会ってみたいというお話があったので、ぜひ市川市と連携とっていただいて、実現したらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほかございますでしょうか。

お願いします。

浦安手をつなぐ親の会：私は前は市川に住んでいて、平成になってから浦安に来たんですが、浦安って縦がすごく強いんですね。それで、横のつながりが非常に弱い。市川の場合は横がすぐ、例えば相談とかが事業所にあったら、必ず事業所連絡協議会という横のつながりをつくるんです。ですから、浦安もぜひ東野ができることを機会にして、横のつながりをもっと深めていっていただければなと思っています。

会長：そのとおりかなと思います。最後の協議結果に書いてある、事業所数が少ないので市川と同じような取り組みをしても効果が得にくいのかなという懸念が、そのあたりなんですかね。多い少ないじゃなくて、連携をどうとるかというところだろうと思いますので、ぜひ今のご意見もご参考にしていただければと思います。

それと、すいません、思い出しました。就労不可、就労ができないほど重度の人の定義というのは難しいというのがあったんですが、これは一昔前で言うと、通勤ができない、仕事での介護が必要という、この2点があると、就労がなかなか難しいと言われておりました。ただ最近は在宅就業というのがかなり進んでいまして、障がいのない一般の方でも、週に一回会社に行けばいい、あとは全部在宅でいいという、そんな時代になってきました。また、厚労省も、そこまでの重度な人の就労というのは想定をしていなかったのが、この前、国会議員が2人誕生して、そうも言っていられなくなったみたいなのところがありまして、重度の障がい者の在宅就業をどう進めるかというようなことについては真剣に考えているようです。

なので、地域生活支援部会も、重度の方については在宅就業というのが1つの選択肢として見ていく必要があるかなと思います。NTTデータなどでは、100人単位で在宅就業の障がい者が働いておられます。多分、そういった会社が今後ふえていくだろうなと思っておりまして、在宅就業も立派な一般就労ですからね、そういったことも視野に入れて、一般就労への移行というところを考えていく時代に入ってきたのかなと思います。

そのほかございますでしょうか。

それでは、次にまいります。

議題1が終わりまして、議題2です。障がい者福祉に関するアンケートについて。

事務局より説明をお願いします。

事務局：資料は、議題（２）資料１、第１としまして、初めに、浦安市障がい福祉に関するアンケート調査についての当事者向けの方のアンケートについて説明させていただきます。

また本日、お配りさせてもらった冊子は前回の計画前に行った調査のアンケート結果報告書になっております。冊子の最後に当事者の方向けに行ったアンケート調査の調査票がついております。

それでは説明させていただきます。

１ 調査の目的。こちらは浦安市障がい者福祉計画、次期の令和３年度から５年度の策定の基礎資料とさせていただきます。計画については、来年度、計画策定委員会を行いますので、そのための基礎資料として活用するためのアンケートとなっております。

２ 調査対象。浦安市に住所のある身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病等の診断を受け、福祉サービス利用の認定を受けている方、およそ6,500人を見込んでおります。

調査期間は前回に比べて少し遅くなってはおりますが、令和元年度11月または12月ごろと考えております。

調査方法は、郵送による配布・回収と考えております。

５番目、前回の調査の回収状況を記載しました。まず、身体障がいの方に、配布数2,898通、回収は1,465通の回収率50.6%、知的障がいの方、593通配布して、回収数は299通の50.4%、精神障がいの方、725通配布して、回収数は307通の42.3%、難病の方、758通お配りして、回収通が309通の40.8%、その他福祉サービス受給者の方は189通お配りして、回収数79通の回収率41.8%、合計5,163通お配りして、回収数2,459通の回収率は47.6%となっております。

続いて、本日の議題ですが、調査項目の改正について、前回に比べて今回、こういう形で改正したいということで、事務局の意見を記載しました。

まず、アンケートのページ数、調査項目が非常に多いというご意見を伺うことが多かったのもので、現在の福祉サービスの利用状況など、市で把握できる項目は削除します。また、似たような項目、また自由記述欄が複数箇所ありましたので、そういったものを統合させるなどして質問項目を精査したいと考えております。精査する一方、新たに地域生活支援拠点の開設に関する質問、また、事務手続の効率化等についての質問を加えてお聞きしたいと考えております。

７番目、第２回自立支援協議会で出されたご意見ということで、アンケートに答えるのが難しい方の声をどうやって吸い上げるか。当事者のニーズと社会資源の構成について。制度が複雑過ぎるので、障害者にも、事業所にも、ケアマネにも難しい。事務手続の効率化に関する質問を追加できないか。地域生活支援拠点の開設前の期待や理解度と開設後の声を比較してほしいというご意見をいただきましたので、盛り込んでいきたいと考えております。

８番として、前回のアンケート項目について、１から50問まであったものをかいつまんで、内容と備考という形で載せております。方針とか改正について、また、こういう項目について聞いたほうがいいんじゃないかということをお聞きできればと思っておりますので、ご意見よろしくお願ひします。以上です。

会長：ありがとうございました。

それでは、アンケートについて、ただいまの説明に、ご意見、ご質問があればお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：確認ですが、丁寧にご説明いただきましたが、7番目の第2回自立支援協議会で出されたご意見のところ、アンケートに答えるのが難しい方の声をどうやって吸い上げるかということ盛り込んでいくと表現されたんですが、この盛り込んでいくという中身をもう少し、ご説明いただけますでしょうか。

会長：お答えいただけますでしょうか。

お願いいたします。

事務局：今までのものと似たような形にはなってしまうんですが、アンケートについては、ルビを振って説明していましたが、この後は計画相談の相談員さん、ヘルパーさんなどにアンケートの内容を周知して、一緒に答える場合に協力いただくという形をまずは考えております。

千葉商科大学：何かわかったような、わからないような。

会長：もう一回、お願いします。

千葉商科大学：今までと同じことを継続するという確認をしたという理解でよろしいのでしょうか。何か新たにこのような形で、より難しい方の声を吸い上げる工夫をされたとか、新しい取り組みをされる予定だとか、その辺のところはいかがでしょうか。

会長：具体的などころというのは何か決まっていますか。

事務局：具体的などころは、なかなか難しいのですが、特に今回、医療的ケアの方の話が話題になっておりますので、そういった方の具体的なニーズなどを少しでも引き出せばいいなと考えておまして、そこについては、身近に接している事業所とかヘルパーさんの、協力というのが必要で、アンケートが来られて、当事者の方からこれは何でしょうかというお問い合わせとか、びっくりしたというお声が、前回のアンケートをやったときにもありましたので、まず、こういうアンケート調査をやりますということと、どういう趣旨でやるということを詳しく説明していくというのが、一番肝心なのかなとは思っております。

会長：今の合間に、浦安手をつなぐ親の会から、相談支援専門員さんのお力もおかりしてはどうかという話もあって、当事者の方がこれは何だろう、わからないわとなったときに、相談支援専門員さんに連絡すれば回答と一緒に書いていただけたらとか、そういったことを各相談支援専門員さんに周知しておくというのも1つの具体的なアイデアかなと思っています。浦安手をつなぐ親の会、ありがとうございました。

だから、第2回の自立支援協議会で出されたご意見をどのようにアンケートに反映するかについての具体的な案というのはこれからなのかなと思っております、最終的にまた市からの案が示されるということですか。どういう運びになりますか、今後は。

お願いします。

事務局：こちら辺は、調査を実施するコンサル会社と詰めなければ、いけないところではあるんですが、今、

調査期間は11月または12月という記載をさせていただいております。それで、3月の終わりまでにはこのアンケートの集計をして結果を出さなければいけないという期限を設けておりますので、それに間に合うようであれば、もちろんお示ししたい気持ちでおるんですが、コンサルが、これはちょっと無理ですとなった場合には案の提示は難しいということで、事務局に信頼をいただいておりますということも合わせて、今日ご意見をいただければと思います。

会長：わかりました。

我々が確認する時間がなさそうなので、基本的には事務局と、実際にアンケート調査票をつくられるコンサルの会社にお任せをするということになりそうなのですが、だからこの場でしか、アンケートに対する意見に関しては、もう言う機会がないのかなということでもあります。

皆さんからご意見あれば、お願いします。

浦安手をつなぐ親の会：アンケート項目42番の災害で心配なことというアンケートの項目がありますが、ちょうど大震災のときに、このアンケートに基づいて、要援護者名簿というのを事業課でつくったと思うんですね。それを結局社会福祉課に渡して、地域のいろんなところに共有してもらおうという形でいったと思うんですが、社協の防災のボランティアセンターのときに、たった1つの自治会しか使っていないということだったんです。私も心配になったので事業課に聞いたら、社会福祉課に渡しちゃっているから、知らないと答えが返ってきたんですね。ちょっとそれはおかしいのではないかなと思って、すごく大事なことですよね、災害のときのどうするかということで。

この間、合同部会で浦安市聴覚障害者協会もバンダナを見せていましたが、バンダナも、警察は知らなかったということもあったので、つくっただけではなく、周知。例えば、広報に載せました、総合窓口をつくりましたということも広報に載っていますが、ただ一回載せただけでは、あとのケアがないので、終わってしまうと思うんです。せっかく努力してつくったんですから、それをもっと活用していただきたいなと思っているんですが。

会長：それは、アンケートの項目とは……

浦安手をつなぐ親の会：アンケートに基づいてつくっているんですね。

会長：そういったことがあったということですね。ぜひ活用していただけるように、取り組んでいただければと思います。

アンケート項目に絞ってお話を進めていきたいのですが、浦安手をつなぐ親の会がおっしゃったように、防災・災害対応はすごく大事なところではあるということは、皆さん認識は同じかと思うんですが、一方で、今回のアンケートについては3年に一度の障がい福祉計画策定のためのアンケートということでお話を聞いております。災害とかバリアフリー、あるいは理解、周知みたいな部分については、むしろ障がい者計画、6年に一回ですかね、浦安は。6年に一回の障がい者計画に盛り込むべき事項になっていて、それを3年ごとに聞いているから毎回分厚いアンケートになってしまっているということも、どうもあるようです。

今回、3年に一度の市の障がい福祉計画の関係の項目に絞ってお聞きするというのも一案なのかなと、

個人的には思っています。答えるほうの負担感等も考えますと、3年に一回じゃなくて、幅広いアンケートは6年に一回で、障がい福祉サービスとか地域生活支援事業とかにかかわる、いわゆる障がい福祉計画にかかわる関連項目については3年に一回というふうに進めていくと、市民の負担も若干ですが、軽くなるのかなと思ったりもしているんですが、そのあたり、皆さん、いかがですか。

介護給付費等の支給に関する審査会、お願いします。

介護給付費等の支給に関する審査会：問いかけに關しての回答になるということではないと思うんですが、少し関連あるかなと思ひまして、私も去年、成年後見人をしていられる方の関係で、一緒に考えて回答をしたんですね、実際に書いて。やっぱりある意味負担でした、大変でした。そのときに思ったんですが、その方はたまたま障がい福祉サービスを利用していない方だったんです。そうすると、この項目のたくさんの中で、関連するところというのは非常に少ないんですよ、書くところというのは。

6 調査項目の改正についてで、現在の福祉サービスの利用状況など、市で把握できる項目は削除して、項目数を少なくするという部分があったんですが、これを見たときに、それだったら最初から対象者に、福祉サービスを利用している方と、福祉サービスを利用していない方で分けるということも、1つの考え方としてあるのではないかなと。それで、先ほどから回答が大変なので、ヘルパーさんとか生活相談員の方にも協力してもらおうというお話がありましたが、サービスを使っていない人は、その方たちとのつながりがないわけですよ。それで、その方たちが自分でこれをやろうとしたときの負担感というのは、回答を出す出さないを判断する1つになるんじゃないかと思ったんです。

私自身が、こういう質問票が来たときに、うわ、多くなってしまったんです。ですから、その辺の負担感を少なくする意味と、福祉サービスを利用していない方のニーズをもっと把握するためにも、その方たちもすごく困っているところもあると思うんですよ。そういうのを掘り起こしていくためにも、分けてできるんだったらやっていたらいただくのも1つの方法かなとは感じました。

会長：何と何を分けるかちょっと明確に。

介護給付費等の支給に関する審査会：福祉サービスを利用している方と全く利用していない方というのは、市では把握できるわけですよ。ですから、その方たちを分けた上で、項目も分けるということ。福祉サービスを利用している方の項目と、そうでない項目というのがあるわけですよ。ですから、そこを分けて、少ない項目でそれぞれをつくっていったらどうでしょうかということです。

会長：ありがとうございます。

調査票を配布している対象者というのが、ここにも書いてありますように、手帳所持者と難病の、これは医療受給証の所持者、それと障がい福祉サービス受給者証を持っておられる方ということになっているんですかね。5,000通ほど配っているんですが、実は障がい福祉サービスを受けておられる方というのは、そのうち189ということですかね、配布しているのは。そういう読み方じゃないんですか。

事務局：資料のその他福祉サービスの受給者という方は、意見書とかで、みなしで障がい児のサービスを使われている子どもの方で、手帳をお持ちでない方にお配りされているという配布数となっております。

会長：わかりました。

では、身体、知的、精神、難病のうち、どなたがサービスを使っておられるかどうかという把握は可能なんですか。

事務局：はい。

会長：では、一応、介護給付費等の支給に関する審査会が言ったように、名簿上、分けることは可能ということですか。

事務局：はい、名簿上は分けることは可能となっております。

会長：あとは、その手間というか、現実の問題ということですかね。

ただ、今の案については、また市で検討していただければと考えます。

そのほかございますでしょうか。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：単純な質問で申しわけないのですが、この間の台風15号のときに市原市、旭市で実際にあったので、あえてご質問及び確認なんですけど、避難所の件です。質問項目で、避難指示が出たときに行くべき避難所をわかっておられますかみたいなことって、実はわかっていると思っていれば、ほとんどわかっているなくて混乱したというのが千葉の事例でした。浦安市の場合には、既に設定されていて、福祉避難所、あなた方はここだよということが、もう割り振られていけばいいんですが、その辺のところはいかがですか。

会長：福祉避難所のところをお願いします。

事務局：浦安市の場合は、福祉避難所の開設というのが災害対策本部が設置されてしばらくたってからということになりますので、まずは最寄りの広域の避難所に避難をしていただくというのが原則になっております。その後、時間差を置いて、こういった障がいの方はこちらの福祉避難所へという指示を出す手はずになっておりますので、最初の時点で、この障がいの方はここに避難なさってくださいという呼びかけはしてございません。

広域の避難所に一回おさまっていただいて、その後、災害対策本部から出される指示、当然、施設の破損の状況などを踏まえた上で福祉避難所の開設を行いますので、こういった障がい特性をお持ちの方はこちらへという案内が時間差を持って指示が出ます。なので、最初の時点でどこへという具体的な指示はできないような仕組みにはなっているので、決定していないというのがお答えになるかと思えます。

会長：これは別に浦安市だけではなくて、ほかのところも全部そうなんです。まず、一次避難ということで体育館などに集まっていただいて、その後、二次避難という形で振り分けられるというのはどこも同じです。ただ、一次避難の中でも、学校の体育館ですので、1つの教室にベッドを置いて福祉避難所的な扱いにするとか、そういったことは柔軟に行われているのかなとは思っております。あとは台風なのか地震なのか津波なのかなどによって状況も違うので、あらかじめ福祉避難所というのはなかなかできないという事情もあるのかなと思えます。

それでは、そのほかございますか。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：アンケートについてですが、調査の目的は記載のとおり、行政側としては、次の基礎資料にすると。一方で、負担感は相当あるというさまざまなご意見、そういう中で、答える側の目的というんですか、先ほどの介護給付費等の支給に関する審査会のお話では、ヘルプをいただける環境下にある方もいれば、そうでない方もいらっしゃるということでしたが、できればヘルプをいただける環境下にある方で、対象となってアンケートにお答えいただける方へのメリット論というか、その設問の説明以外にも、このアンケートというのは、よりよく当事者の方が浦安で生活する上で、声を届けるためのものですか、この負担感で、すごく大きな意味の基礎資料とかと言われても、多分ぴんと来ないと思いますので、浦安がもっとよくなるために皆さんの声を広く収集したいですとか、大きな大義というところを、ぜひ協力いただける方に腹落ちしていただいて、大前提でそこからスタートしていただいて、負担感はあるものの、自分の声を、日常でも届けられると思うんですが、5割近い回収率が前回あるというところですので、選挙じゃありませんが、投票率を上げる、自分の権利というか、意思を表明する、アンケートというのは1つの機会とも捉えられますので、ぜひそのような説明も必要なのかなと感じました。

以上です。

会長：アンケートの目的意識というんですか、そういうところを答えるほうも配布するほうも共通認識の上でやれるような形をとっていただければというご意見だと思います。

おっしゃるように、先ほどの介護給付費等の支給に関する審査会のお話にもあったように、既に福祉サービスにつながっている人というのは、その福祉サービスがどうかということをお聞きすればいいんですが、むしろつながっていない人というのがなぜ使えないのかということのほうが、実は福祉計画を立てる上においては非常に重要な部分でして、事業所が足りないとか、希望しているけれども、それに対応できる事業所がないのだとか、ニーズはあるけれども、対応できていないという浦安市の現状が明らかになって、では、こういうところをつくっていかねばならないねというのが、このアンケートの一番の根本の趣旨なのかなと思ってまして、一応、設問にはちゃんとあるんですが、それがあぶり出されるような意識を置いてつくっていくというところは重要なところかなと思いました。ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

出尽くしましたかね。

では、市としては、ただいまのご意見を踏まえて、ご検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

引き続き、後半、障がい者福祉に関するアンケートについての事業所向けですか、事務局より説明願ひします。

事務局：議題2第2、浦安市障がい福祉に関するアンケート調査についての事業所向けについて。

調査の目的は、先ほどと同様に、次期の福祉計画の策定の基礎資料とさせていただきます。

調査対象は、市内・市外の約200の事業所を想定しておりまして、法人で複数の施設を運営している

場合は各事業所ごとに調査を実施したいと考えております。どういう事業所かといいますと、浦安在住の障がいの方に福祉サービスを提供している事業所ですとか、浦安に住民票のある方が施設入所等、入居している施設に送りたいと思っております。

こちら調査期間は一月ほどおこなっておりますが、当事者向けのアンケートの発送が終わりましたら順次送っていきたくて考えておまして、12月か1月を予定という形で考えております。

調査方法については、事業所ですので郵送またはメールによる配布、回収を考えております。

5番目、前回の調査の回収状況。対象は一緒ですが、回答数は141事業所ということで、約61.8%の事業所から回答がありました。

調査項目の改正について、ちょっと飛びまして8番でアンケートの調査項目、すいません、これは誤字がありまして、「事者所向け」ではなくて「事業所向け」のアンケート項目ですが、こちらの改定案ということで、こちらまた部会等での意見を踏まえて、医療的ケアの事業もしくは行動障害等の不足していると考えられる事業に対する参入予定、また、どうしたら参入ができるかといったところを追記していきたいと考えております。また、ヘルパー不足に対する実態について、事業所の採用について、どういう実態があるのかを聞いていきたいと考えております。

データがそろった場合には、事業所はこういうことをお考えだということでの1つの調査結果となるのかなと考えております。

7番で、相談支援部会からヘルパー不足についての実態を事業所に聞けないかというご意見がありましたので、今回採用させていただきました。

8番が、前回のアンケート調査項目で、大項目が事業所の概要について、事業所の意向等について、サービスの質の確保や向上について、今後の意向と補助金等の活用についてということになっております。

事業所アンケートですが、事業所の参入等の意向調査とあわせて、浦安市の補助金についてのアンケート調査もあわせて行いたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

会長：ありがとうございました。

事業所向けアンケートです。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

千葉商科大学、お願いします。

千葉商科大学：単純な質問で申しわけないのですが、この回収率の61.8%、これは6割しかないのか、6割もあるのか。私の感覚からすると、これは事業所ですよ。今日この委員会にも事業所の方いらっしゃいますが、4割の事業所さんが回答を出さないという背景とか、もし内容について、こういうふうにしてくれないとちょっと大変なんだよみたいなことがあれば、忌憚のない意見を出していただいて、私の感覚からいってせめて、7割はあってもいいのかなと思うのですが、その辺の感覚的なところはどうでしょうか。

会長：事業所の皆さん、いかがでしょうか。うちもちょっと出していなかったなというところはないですか。皆さん、出されました。

恐らくですが、障がいの事業所特有なのですが、非常に小規模な事業所が多いです。それで、もう手が回らないというような理由が1つは、挙げられるのかなという気はしておりますが、そのほか何か、どうですか。今の推測というのは合っていますか。

社会福祉法人敬心福祉会：すいません、うちは小さな事業所ではないほうなので、多分、うち全体で二、三の事業所で分かれているので、答えたのが1つだけだったのかちょっと覚えていないのですが、そもそも当事者のアンケートの50の質問と比べたらすごく少なくて、それほど負担はなかったという記憶は私の中にはあります。でも、負担だということの方がいらっしゃれば、申しわけないですが、負担ではなかったという記憶をしております。

会長：ありがとうございます。

何かありますか。

事務局、お願いします。

事務局：回答数のところに詳しい内訳は書いていないのですが、今回、浦安市に住民票がある方のいる全国の入居者施設等にも送ってしまっていて、北は山形とか、送付先の一覧を覚えているだけでもいろいろなところに送っています。そういったところがもしかしたら回答がなかったのかもしれませんが、あまりにも遠隔地な事業所で、例えば住所が浦安の方を1人だけ入居でお預かりされているようなところは、回答がなかったのかなというが、私の感想であります。またそこは精査して反映できたらとは思っております。

以上です。

会長：今、県外の施設におられる方って、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

事務局：今、県外には50名ほど入られているかと思うんですが、入所施設が市内に1カ所もないという事情があると思います。

会長：ありがとうございます。

浦安手をつなぐ親の会、お願いします。

浦安手をつなぐ親の会：浦安に住民票のある障がい者の入居している施設という書き方をしていると、私はグループホームしか浮かばないんですね。うちも八千代の施設に浦安から入っているのですが、住所は八千代市にもう移しちゃっているんです。だから、浦安市に住所があるって限定されちゃうと、5市がつくっている施設は、もしかしたら浦安の住所のままでいるのかなと思うんですが、それ以外の市外はほとんど各市に帰属しちゃっていると思うんですが、どうでしょうか。

会長：ちょっと追加で、施設は多分、住所地特例になっていると思うので、浦安のほうで介護給付費は払っておられるんだろうと思うんですが、その際、住民票のあるなしで判断されているのか、もともとの地元が浦安であれば介護給付費を払っているのかということもあわせてお答えいただければと思います。

事務局：ご指摘があったように、グループホームにしても、障がい者支援施設にしても、援護地は従前の市が

担うという形になっておりますので、住民票の有無ではなくて、このアンケートについても、浦安が援護地となっている方に送付するという理解でお願いしたいと思います。

浦安手をつなぐ親の会：住民票って書かれると、どうなのかなと思っちゃった。

事務局：そうですね。浦安が援護地で、給付費を払っている方が対象ということになります。

会長：わかりました。では、この書き方がちょっと違っていたということですね。浦安市が援護地となっていると読みかえていただければと思います。ありがとうございました。

そのほかございますか。

事業所のほうは、浦安市においても課題となっている医療的ケアや行動障害のある方の受け入れですね。今後、事業所が参入するかどうかを加えていただくというと、非常に意義のある項目かと思いました。

ヘルパー不足に関してはどう聞いていくかって、テクニク的に難しいかなと思いはするのですが、コンサルも入ることなので期待しております。

そのほかございますでしょうか。

なければ、次にまいります。

報告事項に移らせていただきます。

報告1「第5回障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやす」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：既に、事前に資料を送付させていただいているかと思いますが、部会の報告にもありましたとおり、来月11月2日の土曜日に、イベントを新浦安駅前で開催させていただきます。

昨年同様10時から、新浦安駅前のステージで開会式と、それから各種イベントのステージ上での発表とあわせて各ブース、本日、委員の皆様の中にもご出展いただいている法人さんもございます。パラリンピックの普及啓発も含めて、今年はボッチャの体験・披露のブースも予定をしております。チラシも配布しておりますし、広報やホームページにも掲載しておりますが、お誘い合わせの上、お立ち寄りいただければ大変ありがたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

会長：ありがとうございます。よろしいですか。

ご意見、ご質問はございますか。

ちょっと余計なことを申しますと、来年以降の参考になればと思うのですが、先日、千葉市で同様のイベントがありまして、ボッチャをやったんですね。ボッチャはもう本当に大人から子どもまで楽しめますので、参加して盛り上がったんですが、もう一つ、スポーツ関係で言うと、車椅子バスケットをやりました、動きがあるものですし、非常に見ばえもよくて盛り上がりました。千葉は車椅子バスケットが結構強い地域でもありまして、選手も声をかけたら来てくれるんじゃないかなと思います。簡単な試合形式のデモンストレーションですとか、子どもに体験を行わせるみたいなことで非常に千葉市で盛り上がりまして、ぜひご検討をいただければと思います。

そのほか、なければ次に行ってよろしいですか。

報告事項2。その他になりまして、合同部会、東野複合施設のスケジュールについて、事務局、ご説明をお願いします。

事務局：報告事項2として、合同部会並びに東野地区複合施設の開設スケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

1点目は、合同部会の報告になります。

ちょうど先週の今日、10月3日に今年度の第1回の合同部会が開催されました。

今回の合同部会は、令和元年度の上半期の自立支援協議会並びに各部会の活動報告とあわせて、手話に関する講演会という2部構成で開催しました。

1点目の自立支援協議会及び部会の活動報告については、事務局並びにリーダー、サブリーダーより上半期に開催された各2回の協議会並びに部会のご報告いただきまして、特に大きな質問等はございませんでした。

続きまして、講演会は、昨年度施行された浦安市の手話言語等条例を広めるという意味も含めて、本日委員としてもご出席いただいております浦安市聴覚障害者協会及び高木さんに講師をお願いして、参加された委員及び市民の皆様を対象に、一緒に基礎的な手話の知識を学ぶということで、約1時間半、講演を行っていただきました。簡単な挨拶から浦安の地名、それから自分自身の名前のお知らせといったところを身ぶり手ぶりでジェスチャー等、非常に興味、関心を持って講演をしていただきまして大変好評でした。本日、浦安市聴覚障害者協会もご出席いただいております。どうもありがとうございました。

補足ですが、当日は自立支援協議会の委員の方が35人、一般参加の方が6人、合わせて41人の方のご参加をいただいております。

続きまして、東野地区複合福祉施設の開設スケジュールについて、ご報告をさせていただきます。10月1日付の広報及びホームページでお知らせしている資料を、当日ですが配付させていただきます。

東野地区複合福祉施設については、工期の延長に伴い、通所棟並びに居住棟が、当初の予定の令和2年4月1日から、通所棟は5月1日から、居住棟は10月1日からということで、一部工期のおくれがある旨をご報告させていただきます。

裏面には、横で表になってございますが、通所棟並びに居住棟の各事業所の開始スケジュールも載せておりますので、あわせてご参考にしていただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

会長：ご報告ありがとうございました。

すいません、合同部会に参加できません。

また、東野地区の福祉施設は、残念ではあるんですが、工期のおくれにより少し延期とのご報告でした。

何かご意見、ご質問はございますか。

浦安手をつなぐ親の会：グループホームにしても、生活介護にしても、就労支援事業所にしても、もう締め切っていると思うんですが、どのぐらいの倍率というのは教えていただけるのでしょうか。定員に対しての。

事務局：グループホームが、1床は体験用のお部屋ということで、17床となっておりますが、60人ほどご応募を頂戴しました。障がい福祉課と障がい事業課で協議中ですが、どれぐらいのグループホームのニーズに対して優先度があるかということを点数化して、実際に運営を行う社会福祉法人佑啓会と、これから協議を進めていくというのが、途中経過となっております。

あと、生活介護と就労継続支援B型というのも応募が終わっているんですが、こちらは定員を超えるような応募はいただかなかったという報告にとどめさせておいてください。

以上です。

会長：ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご質問はございますか。

株式会社オリエンタルランド、お願いします。

株式会社オリエンタルランド：2点、教えていただきたいのですが、工事の遅延により開所がおくれるというところで、通所棟、居住棟は計画では何月オープンだったのでしょうかというのが1点で、2点目は、開示できれば結構ですが、工事のおくれの原因は何だったのか、教えていただければと思うのですが。

事務局：まず、当初の予定、本当に当初になりますと、平成31年4月という計画がございました。ただ、機能の見直し等を行った経緯もございまして令和2年4月、最初の計画からは1年おくれたと。その後、今お話ありましたように工期の遅延によりまして、令和2年10月ということで、二段階、1年半ずれたということになります。

また、令和2年4月から半年おくれた理由ですが、建築工事を進める中で、土壌に、汚染物質、これは昔海面であったがゆえの自然由来のヒ素ですとかフッ素、これが検出されました。これの持ち出しに、処分が必要ということで、全体量を見極めるために6月末まで時間を要して、これを処理する費用というのを市議会の承認を得て、補正予算を組んで対応しなければならなかったものですから、この9月の議会に上程をして、無事議決いただいたところではあるんですが、そんなことをやっているとな時間がかかってしまいまして、結局半年のおくれという結果になった次第です。

以上になります。

会長：本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

そのほかございますか。

社会福祉法人なゆた。

社会福祉法人なゆた：通所棟は5月運営開始ですが、卒業生の方は3月で卒業するので、1カ月間、4月はどうされるのかなと心配になったので、お聞きします。

事務局：新しく特別支援学校を卒業される卒業生の進路の前、1カ月間がどうなるのかというお尋ねかと思えます。

1カ月間、行き先がないと困ってしまうだろうということで、市の指定管理施設での受け入れを1カ月していただいて、5月の開設のときに新しい施設に入っていただくということで調整をしているところであります。

会長：ありがとうございました。

そのほかございますか。

よろしいですか。ありがとうございました。

事務局：追加資料を1枚配付させていただきました。浦安市民まつりの案内チラシになります。

10月19日、20日の2日間で、市役所のすぐ前の浦安公園で開催されます。

昨年度施行した手話言語条例による手話への理解、普及の取り組みの1つとして、手話言語等条例普及実行委員会というのを立ち上げて、この市民まつりにブースを出しております。裏面の地図を見ていただきたいんですが、88番がブースになっておりまして、場所で言うと、メインの会場から道を挟んで文化会館側で、新しくできた立体駐車場の脇ぐらいになるのかなという位置です。

内容は、手話のワンポイント体験というのをメインに啓発用のチラシやクリアファイル、景品等の配布を行います。またあわせて文化会館の脇に、地図を見ていただければわかるとおり「ふわふわ」と書いてあるんですが、近くにデフサッカーの簡易なものをつくりまして、体験会を考えております。デフサッカーの時間ですが、チラシには13時から15時ということで書いてあるんですが、校正中ということで、実際には午前中も、1時間ほどデフサッカーをやる予定です。

また表面に、黄色いマーカーが入ってありまして、15時から15時40分でモーニングティーチャーズ・ヤングティーチャーズということで、主に幼稚園、いわゆるこども園の先生がやる歌とダンスの出し物があるんですが、その中で7分ほど、15時15分からお時間をいただきまして、手話サークル、3サークルさんに参加していただくんですが、手話歌をやる予定ですので、ぜひ見に来ていただけたらというお知らせです。

以上でございます。

会長：どうぞ。

事務局：続きまして、本日お配りした資料で、市のソーシャルサポートセンターからのお知らせということで3枚ほどあります。

社会福祉法人サンワークからご報告させていただきたいと思っております。

社会福祉法人サンワーク：ソーシャルサポートセンターで、市民向け講座を3年間ぐらい前からやっていますが、国府台病院の柳澤先生が10月29日、船橋北病院の南院長を11月27日に呼んで、アルコール依存症に関する講演会を、どちらも中央公民館の4階で、日中の時間になってしまうんですが行います。予約等、特にないので、もしよろしければ、今の支援の中で精神障がいの方が悩んでいたりと、どうかかわりがありそうなのかなというのを気にされている方がいらっしゃいましたら、ぜひ来ていただけたらと思います。

あともう一つは、減薬とか断薬のための公開診察室ということで、ソーシャルサポートセンターとは

また別ですが、うちの法人のパンフレットをつくっている企画会社の人で、減薬について取り組んでいる人がいて、そのチラシになります。よければ、持ち帰っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

会長：ありがとうございました。

ふるってご参加いただければと思います。

それでは、これで、本日予定されていた議題は一通り終了しました。

そのほかの委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

それでは、これをもちまして、第3回自立支援協議会を終了します。

次回は、11月28日木曜日を予定しております。委員の皆様には、引き続き部会への参加など多々ご協力いただくこととなりますが、よろしくお願ひします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

浦安市自立支援協議会（令和元年度第3回）次第

令和元年10月10日（木）
午後1時30分～3時30分
市役所4階 会議室S2・3

1 開会

2 議題

（1） 部会活動報告

（2） 障がい者福祉計画に関するアンケートについて

3 報告事項

（1） 「第5回障がいのある人もない人も！かがやくまち うらやす」について

（2） その他

4 閉会

部会活動報告

- ・第2回権利擁護部会
- ・第2回相談支援部会
- ・第2回地域活動支援部会
- ・第2回こども部会

部会活動報告

作成者：亙理

部会名	令和元年度 第2回 権利擁護部会	*作業部会（有 一 無）
日時	令和元年7月19日（金）午後1時30分～3時30分	

■報告事項

①	議題	第6回（令和2年度）障がいのある人もない人も！かがやくまちうらやすについて
	協議内容	<p>障がい分野単独イベントとして継続すべき。まだ障がい者への理解は高まっていないと感じる。意義は「相互理解」。</p> <p>もう一歩社会参加まで踏み込んで、雇用の拡大、就業支援の形をとれば、幅広い団体が参加できるのではないかな。</p> <p>実行委員形式でやると、事業所はマンパワーで苦勞する面もある。開催すること自体は非常に重要。</p> <p>開催意義を相互理解や障がい理解とするなら、現状ではそこまでは到達できていない。参加当事者の喜びにはなっている。</p> <p>市民まつりのようなイベントに便乗する方式は集客の面ではよいが、理解促進や相互理解という目的達成は難しい。</p> <p>開催意義は、毎年テーマを変更しながら続けてもいい。障がい分野に限らず、高齢者も含めた虐待をテーマとして、全部絡めながら開催するのもいい。</p>
	協議結果	<p><input type="checkbox"/>継続審議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>その他</p> <p>単独イベントとして、「障がい」という冠をつけ、障がいのある人もない人も参加しやすい新浦安駅前広場など開かれた立地条件の場所で開催を継続する。</p>
②	議題	閉会後に第一回作業部会「それぞれの立場からみた意思決定支援」
	協議内容	<p>当事者・事業者でないと話し合いにくいテーマ。</p> <p>関係機関それぞれの事業や立場の違いから足並みがそろいにくい面も課題のひとつ。成年後見制度の話では、裁判所が決定するので、後見人を選べる、選べないというところがあったり、親の意思も必ず反映されるわけではないというか、情報提供もない場合もあり、課題や不安を感じるという意見もあった。</p> <p>当事者、支援者の困りごととしては、支援をする上で言葉を持たない、知的障がいのある方の場合などは、受けて側が都合のいい解釈をしてしまうとか、支援者の価値観によって「この人にとってこの支援が最善」という結果も変わってくる、という意見があった。</p> <p>意思決定支援はこれから重要なキーワードになってくるという意識は、皆一致していたが、利用者が多い事業所は、一人一人の意思決定支援はとても難しいのが現状。また、本人の希望が治療方針に反するなど、不合理と思われる本人決定</p>

	<p>をどこまで支援方針に盛り込むかが課題。</p> <p>（事務局）今年度のテーマの1つだった「意思決定支援」を取りあげ、自分たちが実際に現場で体験している具体的な困りごとをこの場に持ち出し、浦安市に共通する地域課題の深掘りができればいいという意図だったが、当事者でないと意思決定に関して経験がないという状況であり、今回はそこまでは至らなかった。次回以降、修正改善したい。</p>
<p>協議 結果</p>	<p><input type="checkbox"/> 継続審議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>

■審議事項 なし

部会活動報告

作成者：茶川

部会名	令和元年度 第2回 相談支援部会	*作業部会（有 一 無）
日時	令和元年7月31日（火）	

■報告事項

①	議題	第1回作業部会の振り返り
	協議内容	第1回作業部会では架空の相談事例を基に相談支援パターンの類型化を行った。前回の内容をチャート図化したものを提示し、第1回作業部会の振り返りをしながら、相談マップやチャート図のイメージについても意見を伺った。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> その他 チャート図案は、相談支援パターンを可視化したことで、わかりやすいという意見が多かった。引き続き、色々な事例検証を行いながら相談支援パターンを蓄積し、初期対応の事例集のようなものを作っていく。
②	議題	相談支援体制イメージの確認について
	協議内容	色々な場面で使っている「相談」という用語について、それぞれどのような意味で使っているか、また、どのような対象者なのかについて、確認を行った。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> その他 介護保険の場合、一般の方からの相談は市役所や地域包括に入ることが多く、相談窓口ではあるものの、直接ケアマネージャーに入るとは少ない。障がいの場合、計画相談支援事業所に最初の相談が入ることがあるが、多くの件数を受け持っており、最初の相談窓口として、一般の方からの相談を受けていくのは難しいのではないかと確認した。
③	議題	事例検証
	協議内容	祖母、父親、母親、子ども2人の5人世帯。特にこどもの虐待が疑われる架空事例を基に、障がい、高齢者、子どもの各機関が関わり、初期対応やどの情報に着目し連携をするかについて検証した。
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> その他 障がい、高齢、子どもの各機関が関わる世帯の事例が増えている中、色々な視点から解決への道筋を検証することができた。子どもが関わる事例は難しいので、高齢者だけでなく、子どもの部門とも事例検討や意見交換を定期的に行うべきかという意見があった。また、チャート図を作成後、実際にはその体制をどのように実働させていくかが権利擁護の観点からも重要だということを確認した。

部会活動報告

作成者：亙理

部会名	令和元年度 第2回 地域生活支援部会	*作業部会（有 一 無）
日時	令和元年8月22日（木）午後1時30分～3時30分	

■報告事項

①	議題	令和元年度地域生活支援部会の議題について
	協議内容	<p>仕事以外の日中を充実させる活動にニーズが多く、どのような活動があるのか、どこが足りないのか興味がある。介護給付費や訓練等給付費が1日単位で支給されるため、就労支援事業所と自立訓練を半日ずつ使うことができない。1日に複数の事業所を使うことができると選択肢が広がる。</p> <p>浦安市内の社会資源の表や数がわかる資料があればわかりやすい。また、継続Bや生活介護の支援者の方も、利用者が就労に結びつくというイメージをもつことが大切。</p> <p>「就労不可」や「重度」という人の定義が難しい。事業者間の連携もそうだが、当事者を巻き込むものを全部一緒にして、こういう形と決めつけないほうがいいと思う。</p> <p>いろいろな働き方がある。仕事の現場を見に行くツアーがあれば、本人の可能性が広がる。</p>
	協議結果	<input checked="" type="checkbox"/> 継続審議 <input type="checkbox"/> その他
②	議題	その他
	協議内容	（事務局）11月2日に新浦安駅前広場で「障がいのある人もない人も！かがやくまち うらやす」を開催する旨告知。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> その他
③	議題	閉会後に作業部会「就労支援について」を開催。
	協議内容	<p>浦安市で開催されている就労ネットワーク会議を有効活用してはどうか。また、福祉サービスのガイドマップ的なものがあったほうがいい。就業・生活支援センターや浦安市就労支援センターは卒業が確定した時点から利用可能。</p> <p>事業所情報は相談支援専門員の質、レベルが高まることで解決につながる。</p> <p>市川市就労支援部会の取り組みについて紹介あり。</p>
	協議結果	<input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <p>市川市とは事業所の成り立ちが違う、事業者数が少ないため同じ取り組みでは効果が得にくいだらうとの地域課題が指摘される。</p>

部会活動報告

作成者：松嶋

部会名	令和元年度 第2回こども部会	*作業部会 (有)・無)
日時	令和元年 9月 9日 (月)	

■報告事項

①	議題	第1回こども部会の振り返りと今後の展開について
	協議内容	第1回のこども部会で確認したとおり、今期は関連機関の「連携」に焦点を当てながら、「障がいをお持ちのお子さん、お子さんのことで困り感を抱えた保護者を支える仕組みについて考える」をテーマに、事例検証を行っていくこと、また、自分たちにできることを協議していくことを確認した。質問は、特に無し。
	協議結果	<input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> その他
②	議題	その他（第1回部会で発言のあった、市役所託児室の利用に関する質問への回答）
	協議内容	こども課より託児室の利用状況について説明。 ・「平成30年度の利用状況。延べ児童数1,331名。年間開所日数246日。1日当たりの平均利用数5.42名。なお、託児室は、就学前までのこどもをお預かりし、手続等で市役所にいらした際に、案内し、利用していただいている。」 ・「利用の制限は、年齢のみである」 以下、質疑応答および要望等。 ・「託児室の対象年齢を上げてほしい。また、兄弟で来庁していれば、1人が対象年齢を満たしていれば兄弟全員託児できるようにしてほしい。」 →（回答）「年齢によって遊びの幅があるため、対応についてはここでの回答は難しい。ご意見として持ち帰らせていただく。」 ・「託児所のアナウンスをもっと行うべき。知らない親が多い。窓口の子連れの人 cameたら、託児についてお知らせするのはどうか。」 →（回答）「こども課では、窓口での託児利用案内を行っている」
	協議結果	<input type="checkbox"/> 継続審議 <input checked="" type="checkbox"/> その他

③	議 題	こどもの成長と関係機関の整理
	協 議 内 容	事務局より、作業部会での事例検討の事前情報として、こども部会に所属する関係機関を中心に、こどもの成長段階ごとに、どのような支援機関が関わっているのかを一覧表にして、説明を行った。 以下、意見等。 ・「この関係機関の一覧に当事者団体が入っていないのはなぜか。」 ・「特別支援学校では、卒業生の訪問や入学前の保育所訪問など、通学生徒以外の年齢も対象としている。」
	協 議 結 果	■継続審議 □その他 関係機関の一覧表は、まずはこども部会に参加している機関のみ載せている。随時改訂していく。
④	議 題	「第2回自立支援協議会で協議された内容の報告」
	協 議 内 容	事務局より、協議会および部会間の連動や、議事録の取り扱いについて説明を行った。 以下、質疑応答。 ・「全文公開の議事録はもう出ないのか。部会に参加していない方が、会議の内容について詳しく知りたい場合はどこかで、読めるのか。部会委員は議事要旨公開前の確認はできないのか。」 →（回答）「部会に参加していない方、一般市民にも、広く内容をお知らせしていくために、議事要旨とした。議事要旨公開前の確認は、様々な意見での忝意性を排除するため、事務局だけでなく、会長、リーダー・サブリーダーで行う。なお、議事要旨への変更や手続きについては、協議会での議論・了承を得ている。」
	協 議 結 果	□継続審議 ■その他
⑤	議 題	作業部会「事例（架空）検討」
	協 議 内 容	発達に不安のある就学前のこどもの架空事例を用いて、少人数でのワークショップを行った。 障がい福祉サービス事業所、こどもにかかわる支援者、学校関連、など多様な関係者が、それぞれの立場から自分たちにできることなど、支援の仕方について協議し、その方法を共有した。
	協 議 結 果	□継続審議 ■その他

令和元年度

第5回

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も!

しゅわ つうやく
手話通訳
ようやく ひっき
要約筆記
あり

かがやくまち うらやす

にちじ
日時

11月2日土
AM10:00~PM3:00

ばしょ
場所

しん うら やす えき まえ ひろ ば
新浦安駅前広場

かいじょう ぶん こと けいひん
会場でウラ面のクイズに答えるとめれなく景品がもらえるよ!

プログラム

10:00~10:15	開会式 出演予定団体
10:15~10:35	輝貌(きぼう)TEAM-YOSAKOI
10:35~10:55	一般社団法人千葉ダルク(エイサー)
10:55~11:25	浦安カルテット!
11:25~11:55	NPO法人千楽chi-raku
12:10~12:40	浦安市聴覚障害者協会 高木里華&TAKA's Party (手話パフォーマンス)
12:40~13:10	UHゴスペルクワイア
13:10~13:40	市川手をつなぐ親の会・キャラバン隊「空」
13:40~14:10	浦安ポッチャ協会
14:10~14:30	NPO法人かぶあ(キッズダンス)
14:30~15:00	G.R.E.S. ESTRANGEIROS(サンバ)

※各種プログラムは予告なく変更する場合があります。予め、ご了承ください。

会場マップ



※酒類も販売していますので、飲酒される方はお車での来場をご遠慮ください。また駐車場や駐輪場もございませんので公共の交通機関をご利用ください。
※喫煙所以外での喫煙はご遠慮ください。
※イベント会場内での買い物につきましては、イオン、モナ、アトレ等の駐車場の駐車券は発行されません。
※イベントは天候により中止の場合がございます。

出店団体・出店内容一覧

- 展示ブース
- ポッチャ体験コーナー
- 浦安市社会福祉協議会
【赤い羽根共同募金チャリティーゲームコーナー】
- 浦安市社会福祉協議会北1支部【焼きそば】
- ふる里学舎 社会福祉法人佑啓会
【包装パン、焼き菓子、ジャム、野菜、手工芸品】
- NPO法人フレンズ
【マドレーヌ、パウンドケーキ、アクセサリ、ポストカード、カレンダー】
- 地域活動支援センターとも
【ビール、ワイン、レモンサワー、カクテル、フランクフルト、
わたあめ、ハッシュドポテト、衣類雑貨のフリーマーケット】
- NPO法人タオ
【焼きそば、から揚げ、フランクフルト、メロンパン、焼き菓子、飲み物】
- NPO法人あいらんど ワーク・デ・あいらんど
【こだわりクッキー、ふわふわシフォンケーキ、
行徳産・生しいたけ、アクリルたわし】
- 社会福祉法人なゆた なゆたカフェ
【カステラ、マドレーヌ、メレンゲ、ピーズアクセサリ、缶バッジ】
- 浦安市障がい者福祉センター きらりあ
【焼き菓子、ろうそく、紙すき製品、手織り小物】
- NPO法人かぶあ
【ハワイアンをモチーフにした手作り布小物・アクセサリ】
- 輝貌(きぼう)【水ぎょうざ】
- 浦安子ども食堂【天ぷらアイス】
- 浦安市ソーシャルサポートセンター☆CHOCOっとバナナ☆
【バナナパフェ】
- NPO法人千楽 chi-raku
【肉うどん、ホットコーヒー、多肉植物の寄せ植え】
- 浦安市身体障がい者福祉センター
【オリジナル製品】
- 障がい擬似体験コーナー
【車いす体験、白杖体験、片まひ体験】

皆様、
ふるって
ご参加
ください!

しゅさい うら やす し しょう じ ぎょう か
主催/浦安市障がい事業課

[直通電話] 047-712-6398 [FAX] 047-355-1294 [Email] shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp

クイズに答えて景品をもらおう!

平成30年10月1日に
「浦安市手話言語等条例」が
施行されました。

クイズの受け付けは本部で行います。各ブースの看板に貼ってあるイラストから
正解を探し出し、ブース番号をチラシに記入してお持ちください。
全問正解者には、ガラポンくじの参加とグッズのプレゼントがあります!



Q1 うらやす しゅわ あらわ
「浦安」を手話で表すと?
ブース番号

ヒント
このチラシの中で女の子が表しているよ!
両手の人差し指で頭の上に大きな円を描こう。

Q2 ぜんせかいきょうつう しゅわ あい らぶ ゆー
全世界共通の手話「I LOVE YOU」
はどう表す?
ブース番号

ヒント
片手の親指、人差し指、小指を使うよ。

Q3 あ しゅわ あらわ
「会う」を手話で表すと?
ブース番号

ヒント
両手の人差し指を立てて向い合わせ、
左右から近づけるよ。

Q4 げんき しゅわ あらわ
「元気」を手話で表すと?
ブース番号

ヒント
両手は胸の前でグー。力強く2回上下させるよ。

浦安市には“やさしいまち”を目指した条例があります

『浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例』

浦安市では、障がいや理由とする差別の解消を推進し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生するやさしい社会の実現に向けて、条例を制定しました。

障がいのある人に対する差別や虐待の多くは、誤解、偏見及び理解の不足から生じていることから、市民互いの立場を理解し合い、協力し、差別をなくす取り組みを進めることが大切です。

障がいや理由とする差別を解消するための取組は、障がいのある人だけでなく、このまちで暮らす全ての人にぬくもりと希望をもたらす、地域社会を根底からやさしくしていくはずです。

■こんなことで困っていませんか?

- ▶ 誰かに暴力を振るわれている
- ▶ 傷つくことを言われたり無視されたりする
- ▶ 食べる物が無い・衛生的な生活ができない
- ▶ 自分のお金を勝手に使われる
- ▶ わいせつなことをされる
- ▶ 障がいを理由にサービス提供や入店を断られた



虐待や差別など、障がいがあることでつらい思いをしたときはどうぞご相談ください

浦安市障がい者権利擁護センター (市役所3階 障がい事業課内)

● 直通番号 047-712-6837 ● FAX 047-355-1294 ● Email / shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

第１ 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査について（当事者向け）

1 調査の目的

「浦安市障がい者福祉計画（令和３年度～５年度）」策定の基礎資料とするため。

2 調査対象

浦安市に住所のある身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病等の診断を受け福祉サービス利用の認定を受けている方（約 6,500 人）

3 調査期間（予定）

令和元年 11 月または 12 月

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 前回（平成 28 年度）調査の回収状況

	配布数	回収数	回収率
身体障がい	2,898 通	1,465 通	50.6%
知的障がい	593 通	299 通	50.4%
精神障がい	725 通	307 通	42.3%
難病	758 通	309 通	40.8%
その他福祉サービス受給者	189 通	79 通	41.8%
合計	5,163 通	2,459 通	47.6%

6 調査項目の改正について

アンケートのページ数、調査項目が多いというご意見を踏まえ、現在の福祉サービスの利用状況など、市で把握できる項目を削除し、似たような項目、自由記述欄を統合させるなど、質問項目を精査します。

また、地域生活支援拠点の開設に関する質問、事務手続きの効率化について等の質問を新たに加えます。

7 第２回自立支援協議会で出されたご意見

アンケートに答えるのが難しい方の声をどうやって吸い上げるか。

当事者のニーズと社会資源の構成について。

制度が複雑すぎる。障害者にも、事業所にも、ケアマネにも難しい。

事務手続きの効率化に関する質問を追加できないか。

地域生活支援拠点の開設前の期待や理解度と開設後の声を比較について。

8 前回（平成28年度実施）障がい者福祉に関するアンケート項目（当事者向け）

問	内容	備考
【基礎的事項】		
1	年齢と性別	
2	障害者手帳の種類と障がいの内容	
3	難病の認定を受けているか	
4	発達障がいの診断を受けているか	
5	主な収入は何か	
6	収入の管理者は誰か	
【福祉サービスについて】		
7	福祉サービスを利用しているか	
8-1	福祉利用しない理由	7. で利用していない人が回答
8-2	どのようなサービスがあれば暮らしやすくなるか	7. で利用していない人が回答
9	利用中の福祉サービスの種類	7. で利用している人が回答
10	利用中の障害福祉サービス	
【サービス等利用計画と障がい福祉サービスについて】		
11	サービス等利用計画を作成しているか	
12	サービス等利用計画の感想	11. で作成している人が回答
13	障がい支援区分について	受給者証を持っている人が回答
14	各サービスについて	市内・市外、満足、不満の理由
【そのほかのサービスについて】		
15	利用中の10. 以外のサービス	
16	成年後見制度を知っているか	
17	成年後見制度についての考え	
【生活の場】		
18	住まいの形態	
19	同居者の有無	
20	同居者の種類・年代・主な介助者	19. で有の人が回答
21	今後希望する暮らし	
22	いつ頃からグループホームで暮らしたいか	21. でグループホームを選んだ人が回答
23	今後の暮らしの課題は何か	
【日中活動の場】		
24	平日昼間の過ごし方	
25-1	就労場所・待遇	24. で働いている人が回答
25-2	就学・就労をしていない理由	24. で自宅にいる人が回答
26	今後就労を希望するか	24. で自宅にいる人が回答
27-1	希望する就労場所・待遇	26. で希望する人が回答
27-2	就労しない理由	26. で希望しない人が回答
28	働くためには何が必要か	
【趣味・スポーツなど】		
29	趣味・スポーツをしているか	
30	趣味・スポーツをするためには何が必要か	29. でしていない人が回答
31	今後やってみたい趣味・スポーツの有無	有なら具体的に記述
32	最近1年間に地域の行事に参加したか	
【外出・移動手段などについて】		
33	外出の頻度	
34-1	外出時の交通手段	33. で外出する人が回答
34-2	外出のためには何が必要か	33. で外出しない人が回答
【悩み・相談ごと】		
35	相談相手の有無	

36	相談相手は誰か	35. で有の人が回答
37	悩みごととは何か	
38	相談体制についての考え	
【災害時の備え】		
39	災害に備えて準備しているか	準備しているもの、準備できないもの、理由
40	緊急時に通報できるか	
41	通報する方法	40. で自分で通報できる人が回答
42	災害で心配なこと	自由記述
【障がい者差別に関する法律及び条令について】		
43	障害者差別解消法を知っているか	
44	浦安市の障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を知っているか	
45	浦安市の障がい者権利擁護センターを知っているか	
46	障がいを理由とする差別の経験	
47	どのようなときに差別されていると感じたか	46. で有の人が回答
48	障がいに対する理解には何が必要か	
【希望・要望】		
49	暮らしやすさのため充実してほしいこと	
50	市に伝えたいこと	自由記述

第2 浦安市障がい福祉に関するアンケート調査について（事業所向け）

1 調査の目的

「浦安市障がい者福祉計画（令和3年度～5年度）」策定の基礎資料とするため。

2 調査対象

以下の市内・市外の約200事業所

（法人で複数の施設を運営している場合は各事業所ごとに調査を実施）

- (1) 浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業所
- (2) 浦安市が援護地となっている障がい者の入居している施設

3 調査期間（予定）

令和元年12月または令和2年1月

4 調査方法

郵送、メールによる配布・回収

5 前回（平成28年度）調査の回収状況

調査対象	回答数
・浦安在住の障がい者に福祉サービスを提供している事業者	141事業所
・浦安に住民票のある障がい者の入居している施設	(61.8%)

6 調査項目の改正について

部会等での意見を踏まえ、医療的ケア、行動障害等の不足していると考えられる事業に対する参入予定、必要な側面的支援についてを追記します。

また、ヘルパー不足に対する実態についても調査を行います。

7 相談支援部会で出されたご意見

ヘルパー不足についての実態を事業所に聞けないか

8 前回（平成28年度実施）障がい者福祉に関するアンケート項目（事業所向け）

問	内容	備考
【事業所の概要について】		
1	法人の種類、所在地、実施事業、市内利用者数	
2	受入状況	
	請求事務の負担	
	徴収事務の負担	
	収支状況	
	今後の事業展開	
【事業所の意向等について】		
3	浦安市での事業展開について、必要な側面的支援	サービス項目ごと
4	利用者の希望どおりのサービスが提供されているか	
5	利用者から受けた相談で多いもの	
6	利用者から受けた苦情で多いもの	
7	事業運営上の困難	
【サービスの質の確保や向上について】		
8	サービスの質の確保・向上の取り組み	
	災害時の準備体制	
	サービス担当者会議、研修等の実施状況	
【今後の意向と補助金の活用等について】		
9	浦安市の障がい福祉施策についての考え	自由記述

情報通信

費用の記載がない事業は無料



子育て・教育

子ども

えほんのじかん

時 10月3日～24日毎週木曜日午後3時30分～4時
所 図書館各分館(美浜分館を除く)
対象 2歳以上の子どもとその保護者、当日先着各30人
内容 親子で絵本を楽しむ
問 中央図書館 ☎352・4646
 ⑩1027257

不登校・親の会☆Wish ～お話しカフェ～

時 10月12日(出)午後1時15分～5時
所 富岡公民館
対象 登校しづりや不登校の子どもの保護者、または不登校などに関心のある方、先着30人
内容 情報交換など
費用 300円(小学生は100円)
申込 10月1日(出)午前9時から、電話またはEメール(住所・氏名・電話番号)で、相談室「ゆずり葉」☎380・5582、
 ☒hgotoh@zam.att.ne.jp
問 相談室「ゆずり葉」
 (こども課) ⑩1014422

親子で手芸講座

時 10月20日(出)午後1時～4時
所 うら・らめ～
対象 小・中学生とその保護者、先着10組
内容 羊毛フェルトでマスコット作り
費用 1組1000円
申込 10月3日(出)午後1時から、直接または電話で、うら・らめ～ ☎316・5777
問 うら・らめ～
 (青少年課) ⑩1024936

青少年館の催し

●小学生トップロブクライミング体験会
時 10月10日(出)・17日(出)午後4時20分～5時、5時10分～5時50分
対象 市内在住・在学の小中学生、先着各10人 ※5時10分からの回は保護者の送迎が必要
内容 ロープを使用する登壁(菊地敏之氏(出)日本山岳ガイド協会)

廃食油と古着・古布・革製品の回収日

時 10月9日(出)午前10時～午後3時
所 市民ホール(市役所1階)、各公民館(美浜公民館を除く)
 ※車で市役所に来られる方は、立体駐車場をご利用ください。衣類と、靴・バッグ・革製品は別の袋に入れてください。古着と古布は洗濯し、乾いているものを透明の袋に入れてお持ちください
問 ごみゼロ課 ☎712・6485
 ⑩1013583

申込 10月2日(出)午前9時から、電話で、青少年館 ☎700・6203へ、または10月3日(出)午前9時から、直接、青少年館へ
 ⑩1027330

●電力とエコについて学ぼう

時 10月26日(出)午前10時～正午
対象 小学校3～6年生、先着30人
 ※市内在住・在学の方が優先
内容 二酸化炭素と電力の関係などを学ぶ(NPO法人ヤングドアシスト)
申込 10月2日(出)午前9時から、直接または電話で、青少年館 ☎700・6203へ
 ⑩1027329

共通

問 青少年館 (青少年課)

総合体育館スポーツコース

●子どもの体力向上

時 11月7日～12月19日毎週木曜日①午後4時～5時20分、②5時30分～6時50分(全7回)
対象 ①小学校1・2年生、②小学校5・6年生、各20人(多数は抽選)
内容 遊びを通じた身体コントロール能力向上運動
費用 ①1400円、②1500円
申込 10月8日(出)までに、Eメール《コース名(①または②)・住所・氏名(ふりがな)・性別・学校名・学年・電話番号》で、総合体育館 ☒urayasutaiikukan1@jcom.home.ne.jp
 ⑩1024596

●ジュニアバドミントン

時 11月11日～12月9日毎週月曜日午後5時30分～7時(全5回)
対象 小学校4～6年生、先着25人
内容 バドミントンの基本
費用 1900円
申込 10月4日(出)午前9時から、直接または電話で、総合体育館 ☎355・1110
 ⑩1022639

共通

※初めて参加する市内在住・在学の方が優先
問 総合体育館 ☎355・1110 (市民スポーツ課)

子育て支援センターの催し

●親子工作～ころりんスロープ～

時 10月23日(出)午前10時～10時40分
対象 市内在住の2歳以上の未就学児とその保護者、先着15組
内容 親子一緒に簡単な工作
申込 10月1日(出)午前9時から、直接または電話で、子育て支援センター ☎351・1176
 ⑩1017730

●ふたごちゃん・みつごちゃん、あつまれ

時 11月6日(出)午前10時～11時
対象 未就学児のふたご、みつごとその家族、または妊娠中の方とその家族
内容 情報交換、友達づくり
申込 11月5日(出)午後4時30分までに、直接または電話で、子育て支援センター ☎351・1176
 ⑩1018491

共通

問 子育て支援センター (こども課)

ジュニアスキー教室

時 12月26日(出)午前7時～28日(出)午後7時(2泊3日)
所 会津高原たかつスキー場(福島

県南会津町)
対象 小学校5年生～高校生、先着45人
費用 3万6000円(バス代、保険料など)
申込 10月1日(出)午前9時から、市スキー連盟ホームページ <http://uski.jimdo.com> から申し込み

※11月30日(出)に事前説明会あり。詳しくは、市スキー連盟ホームページをご覧ください
問 吉川(市スキー連盟) ☎090・9325・0769 (市民スポーツ課) ⑩1023924

お知らせ

情報

粗大ごみ処理手数料を変更

粗大ごみの処理手数料を変更しました。詳しくは、9月上旬に全戸配布した「ごみと資源物の分け方・出し方パンフレット」、または市ホームページをご覧ください。

パンフレットは、ごみゼロ課(市役所6階)、各駅前行政サービスセンター、各公民館でも配布しています。

問 ごみゼロ課 ☎712・6485 ⑩1027271

街頭パフォーマーの募集

音楽・ダンス・演劇などの芸術文化などの持つ創造性を生かすことで、まちのにぎわいの創出や魅力を向上させるため、浦安市街頭パフォーマンスライセンス制度を創設しました。

街かどステージで、パフォーマンスを披露できるパフォーマーを、年齢や性別、国籍を問わず募集します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問 生涯学習課 ☎712・6794 ⑩1025600

(仮称)東野地区複合福祉施設の運営開始日を変更

現在整備を進めている「(仮称)東野地区複合福祉施設」は、工事の遅れに伴い、運営開始日は以下のとおりになります。

▷通所棟＝令和2年5月1日～

▷居住棟＝令和2年10月1日～

問 障がい事業課 ☎712・6398 ⑩1027385

人権擁護委員が委嘱されました



10月1日付けで、市の人権擁護委員に上平紀子氏(再任)と進藤順子氏(再任)が、法務大臣から委嘱されました。任期は10月1日から3年です。
問 男女共同参画センター ☎712・6803 ⑩1027335

ペットの火葬手数料が変わりました

市では、亡くなったペットの火葬をクリーンセンターの動物専用火葬炉で行っています。この際、動物専用搬送車で自宅に伺い、ペットをお預かりすることができます。

なお、遺骨の返還はできません。また、亡くなったペットが犬の場合は、死亡の届け出が必要ですので、市役所に連絡してください。

費用 2200円 ※クリーンセンターに直接持ち込む場合は1100円(受付＝月～土曜日午前9時～11時、午後1時～4時。申込不要)

申込 月～金曜日午前9時～午後3時に、電話で、環境衛生課 ☎712・6495
 ※祝日を除く

問 環境衛生課 ⑩1000658

プレミアム付商品券の日曜販売

市では、毎月第2日曜日に浦安市プレミアム付商品券の販売窓口を開設します。

時 10月13日(出)午前10時～午後4時
所 文化会館

対象 浦安市プレミアム付商品券購入引換券をお持ちの方

持ち物 浦安市プレミアム付商品券購入引換券、本人確認ができる書類(運転免許証、納税通知書、健康保険証など)
 ※11月以降については、市ホームページなどでお知らせします

問 商工観光課 ☎712・6295 ⑩1027386

教育委員会委員・固定資産評価審査委員会委員が決まりました

市議会第3回定例会で議会の同意を得て、教育委員会委員に、新たに、吉野則子氏(東京都武蔵野市境南町2・66歳)、固定資産評価審査委員会委員に、引き続き、薩美奈津美氏(流山市おおたかの森西1・48歳)が任命・選任されました。

問 人事課 ☎712・6132 ⑩1027337



吉野則子氏

令和元年給与所得の年末調整等説明会・消費税の軽減税率制度説明会

時 11月8日(出)午後0時45分～4時
所 文化会館
対象 年末調整事務担当者、当日先着355人

内容 令和元年分の給与所得の年末調整等および消費税の軽減税率制度の説明(午後1時30分から年末調整関係用紙を配布します)

問 市川税務署 ☎047・335・4101 (市民税課) ⑩1011552

行政書士による無料相談会

時 10月5日(出)午後1時～3時
所 船橋駅北口おまつり広場・南口船橋フェイス連絡通路、津田沼駅自由通路

内容 許認可・相続・遺言などに関する相談
問 県行政書士会葛南支部 ☎047・401・2042 (広聴広報課) ⑩1019995

こち浦放送中!

市では、ケーブルテレビ局「ジェイコム」の地上波デジタル放送(11チャンネル)で、行政情報番組「こち浦安情報局(こち浦)」を放送しています。

▶放送日時 毎日正午～、午後8時～(各30分)

▶主な内容

- 10月4日(出)まで
 - 墓地公園の今
 - 5日(出)～11日(出)
 - スポーツで健康になろう
 - 12日(出)～18日(出)
 - 緑化強調月間

※放送は、予告なく変更になる場合があります

問 広聴広報課 ☎712・6056 ⑩1013374

画面(表)

(仮称) 東野地区複合福祉施設関連各事業の事業開始等に係るスケジュール

		2020年												2021年								
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
居住棟	全体スケジュール																					
	新規																					
	グループホーム (定員17名+おとしGH1名)																					
	短期入所 (定員5名+お助け シヨーステイ1名)																					
	新規																					
	放課後等デイサービ ス(定員10名)																					
	新規																					
	子育て短期支援事 業																					
	新規																					
	生活介護(多機能) (定員14名)																					
通所棟	新規																					
	就業継続支援B型 (多機能)(定員6名)																					
	新規																					
	発達障がい者等地域 活動支援センター(定 員20名/日以上)																					
	新規																					
	ソニヤールサポート センター																					
	移転																					
	身体障がい者福祉 センター																					
	移転																					
	地域福祉センター																					
移転																						
市 列 敷 者 証 大 事 業 自 業	障がい者緊急時支 援事業																					

面接
↑
人選等
調整済

6/1~8/31 利用者募
集
↑
終

面接
↑
内定

6/1~8/31 利用者募
集
↑
終

面接
↑
内定

移転

移転

移転

移転

移転

移転

移転

移転

10/1フル
オープン

体験
入居

10/1事業開始 体験入居→本入居

10/1事業開始 利用希望受付開始

7/1~9/30 利用者募
集

10/1事業開始

10/1事業開始

5/1事業開始

5/1事業開始

5/1事業開始 利用申請受付開始

5/1事業開始

8/1事業開始

8/1事業開始

10/1事業開始 利用登録受付開始